

平成29年度 長崎市 中小企業融資制度のご案内

(平成29年6月15日現在)

市の融資制度とは

市と取扱金融機関、長崎県信用保証協会が協力して、中小企業者の皆さんに、事業に必要な資金を円滑に調達していただくための融資制度を設けております。

市は、中小企業者の皆さんの負担軽減を目的として、貸付残額に応じた預託を取扱金融機関へ行っており、さらに、信用保証料の一部又は全部を補助しています。

○融資にあたっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

○市内中小企業者の皆さんは、長崎県の融資制度もご利用できます。

主な申込要件

原則として、下記の1～9の全てに該当する中小企業者の皆さんが申し込むことができます。

- 1 申込日以前に市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること。(創業資金を除く)
- 2 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。
- 3 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。
- 4 市税を完納していること。
- 5 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人の場合は市内に住所を有すること。
- 6 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること。
- 7 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 8 長崎県信用保証協会の保証が得られること。
- 9 その他、各資金の融資要件に該当すること。※裏面をご覧ください。

(中小企業者の定義) 次のいずれかに該当すること。

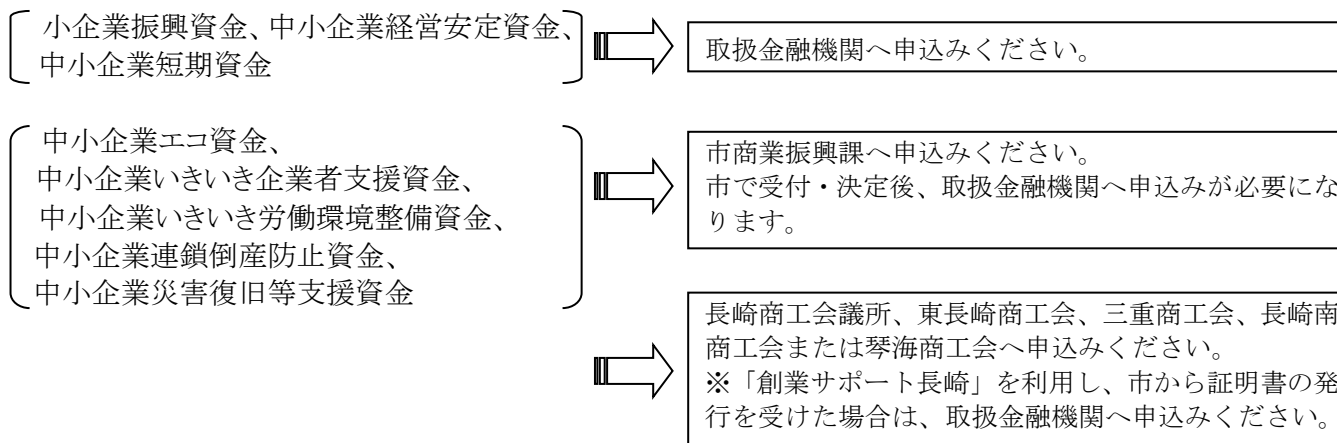
	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造・建設・運輸業等	3億円以下	又は 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下	

※ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業等は、資本金及び従業員数の要件が異なります。

取扱金融機関

十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、福岡銀行、商工組合中央金庫、佐賀銀行、三菱東京UFJ銀行、北九州銀行

融資制度ごとの申込先



お問い合わせ

長崎市 商工部 商業振興課

長崎市桜町4-1 (商工会館4階)

電話 095(829)1150

FAX 095(829)1151

長崎市融資制度のホームページは

長崎市 融資

で検索ください。

(その他の受付)

○セーフティネット保証制度 ※「長崎市 セーフティネット」で検索ください。

中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者の認定を行っています。

○地域総合整備資金(ふるさと融資)

(財)地域総合整備財団の支援を得て、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業者の支援を行うための無利子融資である「ふるさと融資」の相談・受付を行っています。

(注1)「中小企業エコ資金」

低公害車

- ① 燃料電池自動車
- ② 電気自動車
- ③ 天然ガス自動車
- ④ ハイブリット車 (プラグインハイブリット車含む)
- ⑤ クリーンディーゼル自動車

新エネルギー設備

- ① 太陽光発電
- ② 風力発電
- ③ バイオマス発電
- ④ 中小規模水力発電 (1,000KW以下のもの)
- ⑤ 地熱発電 (バイナリー方式のもの)
- ⑥ 太陽熱利用
- ⑦ 温度差熱利用
- ⑧ バイオマス熱利用
- ⑨ 雪氷熱利用
- ⑩ バイオマス燃料製造
- ⑪ 天然ガスコージェネレーション
- ⑫ 燃料電池

省エネルギー設備

- ① LED照明器具
- ② 自然冷媒ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)

③その他: ①、②以外の機器においても、省エネルギー効果等が確認できる資料により、環境負荷の低減に寄与するものと判断できる場合には対象となります。

※申込に当たっては、対象機器等の概要、性能等が確認できる資料を提出ください。

※全て、現在の事業所や工場での事業内容について、環境負荷の軽減につながるものを対象としており、新規事業として取り組む場合は対象としておりません。

(注2)～(注7): 「中小企業いきいき企業者支援資金」

(注2)「自己保有(共同保有)している特許権、実用新案権又は意匠権に係る技術」

認定対象とする技術は、特許権、実用新案権又は意匠権のいずれかを受けているものであって、かつ、融資を申込み中小企業者又は当該事業者の代表者が保有するものであること。

(注3)「製品・技術「優れモノ」認証」 - お問い合わせ先: 市産業雇用政策課 (TEL 829-1313)

(注4)「長崎市ブランド振興会」 - お問い合わせ先: 市商業振興課内事務局 (TEL 832-2560)

(注5)「長崎市販路開拓支援事業費補助金」 - お問い合わせ先: 市商業振興課 (TEL 829-1150)

(注6)「商店街の空き店舗」 - かつて事業の用に供されていた施設で、現に使用されていない期間が3か月以上続いていること。当該商店街へ加入すること。

(注7) 外国人観光客に対応する施設の改修とは、洋室、洋式トイレ又は工事に付随して行う外国語標記の案内板・パンフレット・インターネット等を指す。
コンベンション開催に対応する施設の改修とは、無線LAN設備等を備える施設への改修を指す。

平成29年度 長崎市中小企業融資制度一覧表 *各資金中の「(注 番号)」については、裏面の 各資金の追加説明 に掲載しています。

種別	融資制度名称	融資要件概要	用途	限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)	信用保証料率 事業者負担率(年)	申込
一般資金	小企業振興資金	小規模企業者で事業資金を必要とすること。	運転設備	1,250万円	・変動金利(短プラ=各行短期プライムレート) (1年超3年以内) 短プラ以内 (3年超) 短プラ+0.2%以内	1年超7年以内 (1年以内)	0.45~1.425% ※ただし、特別小口保険にかかる保証、経営安定関連(セーフティネット)にかかる保証、経営力強化保証を利用する場合は 市が全額補給	取扱金融機関へ
	中小企業経営安定資金	事業資金を必要とすること。	運転設備	5,000万円	・変動金利 (1年超3年以内) 短プラ+0.1%以内 (3年超) 短プラ+0.3%以内	1年超10年以内 (1年以内)	0.45~1.9%	
	中小企業短期資金	事業資金を必要とすること。	運転	1,000万円	・変動金利 短プラ以内	1年以内	0.45~1.52%	
緊急資金	中小企業災害復旧等支援資金	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①台風などの災害の被害を受け、「り災証明」を発行されていること。 ②市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に支障が生じていること。	運転設備	2,000万円	固定金利 1.4%	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (いずれも1年以内)	市が全額補給	※2
	中小企業連鎖倒産防止資金	倒産企業に対し、売掛債権等を有していること。	運転	2,000万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給	
政策資金	中小企業創業資金	次の①、②のいずれかに該当することなど。 ①事業を営んでいないもので、近く新たに事業を開始又は会社を設立する具体的計画を有すること。 ②事業開始後5年未満であること。	運転設備	1,000万円 (※1の場合は1,500万円)	固定金利 1.4%	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転1年以内、 設備2年以内)	市が全額補給	※3
	中小企業エコ資金	公害防止施設の整備、低公害車(注1)の購入、屋上緑化、新・省エネルギー(注1)、廃棄物リサイクル設備の導入、ISO14000又はエコアクション21認証を取得しようとするなど。	運転設備	2,000万円	固定金利 1.4%	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (いずれも1年以内)	市が全額補給	
	中小企業いきいき企業者支援資金	次の①から⑨までのいずれかに該当すること。 ①自己保有(共同保有)している特許権、実用新案権又は意匠権にかかる技術(注2)を利用し、新規事業に取り組むこと。 ②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金等を受けて開発した商品・サービスの交付年度の翌年度までに販路拡大に取り組むこと。 ③国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、支援を受けた翌年度までに商品開発又は販路拡大に取り組むこと。 ④「長崎市トライアルオーダー認定」または「製品・技術「優れモノ」認証(注3)」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑤長崎市ブランド振興会(注4)から「長崎市特産推奨品の認定」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑥「長崎市販路開拓支援事業費補助金(注5)」を利用して展示会・見本市等に出展した者が、交付年度の翌年度までに販路拡大に取り組むこと。 ⑦長崎市などの公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、修了後1年以内に、具体的なビジネスプランに取り組むこと。 ⑧商店街の活性化のため、商店街の空き店舗(注6)を利用した出店を行うこと。 ⑨観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリー等に対応する施設(注7)の改修事業を行うこと。	運転設備	2,000万円	固定金利 1.4%	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (いずれも1年以内)	市が全額補給	※2
	中小企業いきいき労働環境整備資金	次の①から④までのいずれかに該当していること。 ①従業員住宅や保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行うこと。 ②従業員が100人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進していること。 ③常時雇用している障害者の割合が、全体の3.6%以上であること。 ④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、就職支援を積極的に行っていること。	運転設備	2,000万円	固定金利 1.4%	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (いずれも1年以内)	市が全額補給	

※1 「創業サポート長崎」(市産業雇用政策課)を利用し、市から証明書の発行を受けた場合は1,500万円

※2 市商業振興課へ(市で受付・決定後に取扱金融機関へ)

※3 長崎商工会議所、東長崎商工会、三重商工会、長崎南商工会又は琴海商工会へ(長崎商工会議所などで相談などを行った後に取扱金融機関へ)、若しくは「創業サポート長崎」を利用し、市から証明書の発行を受けた場合は取扱金融機関へ